

子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準が 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられていますが、文科省が示す「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託の推進のためには国・自治体での財政措置が不可欠です。

本市でも、「夢にむかい 共に学び 共に生きる ふるさと教育の推進」を教育の基本に据え、市費負担教職員の配置や教育支援室の設置、ICT 環境の整備など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう以下の事項を強く要望します。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。
1. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和8年 9月18日

大 月 市 議 会
議長 鈴 木 基 方

衆議院議長 森 英介 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

文部科学大臣 関 芳弘 殿

財 務 大 臣 片山 さつき 殿

総 務 大 臣 藤井 比早之 殿